



成年後見制度



認知症や障がいによる
判断力の低下で・・・

書類の
手続き

お金の
管理

将来の
不安



成年後見制度を利用すると
成年後見人等が支援してくれます。



佐世保市
SASEBO CITY

目次

| | |
|---|-------|
| 1. このような時は、成年後見制度の利用を考えましょう | - 1 - |
| 2. 成年後見制度とは？ | - 1 - |
| 3. 成年後見人等の役割 | - 2 - |
| 4. 成年後見人等ができないこと | - 2 - |
| 5. 法定後見制度を利用するまでの流れ 家庭裁判所への申立て手続きが必要です | - 3 - |
| 6. 申立て費用や成年後見人等の報酬を支払うことができない人は？ | - 3 - |
| 7. 任意後見制度を利用するまでの流れ 公証役場で公正証書による契約が必要です | - 4 - |
| 8. 成年後見制度についての相談・お問い合わせ先 | - 6 - |

1. このような時は、成年後見制度の利用を考えましょう

お金の管理が上手くできない方がいる

書類の手続きがうまくできず、必要なサービスを受けることができない方がいる

身寄りがなく、将来を心配している方がいる

訪問販売で必要ではない物を買ってしまう方の相談を受けた

障がいや認知症のある方が親族の相続をうけることになりそう

2. 成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方が安心して日常生活を送れるよう法的にさまざまな支援を行う制度です。自己決定を大事にしなが、ご本人の権利を守ります。

成年後見制度は、すでに判断能力が不十分な方が利用する**法定後見制度**と将来、判断能力が不十分となったときに備える**任意後見制度**の2種類があります。ご本人の判断能力によって利用できる制度が異なります。

| 成年後見制度 | |
|--|---|
| 法定後見制度 | 任意後見制度 |
| <p>すでに判断能力が不十分な場合</p> <p>本人の判断能力の程度によって 3 類型に分かれる</p> <p>< 類型の違い ></p> <p>軽 補助 ※ある程度は自分でできるが、不安がある。本人の利益のためには他の人の援助が必要。</p> <p>↑ 判断能力の減退程度 ↓</p> <p>保佐 ※日常生活は何とか判断できるが、全体的な金銭管理や契約は難しい。</p> <p>重 後見 ※常に本人に代わって他の人が判断する必要がある。本人の判断を期待しても難しい。</p> | <p>将来、判断能力が不十分となったときに備える場合</p> <p>※判断能力がしっかりとしているときに、本人が自分でサポートしてくれる人(任意後見人)を選び、その人と依頼しておきたい支援内容や報酬について契約しておく</p> |

3. 成年後見人等の役割

成年後見人等によって次の支援を受けることができます。

【財産管理】

- 預貯金や有価証券、重要な証書など様々な書類の管理や確認
- 金融機関での手続き（預貯金の出し入れや、通帳の再発行 など）
- 医療や介護、税に関する費用の支払い
- 不適切な契約の解除（消費者被害に遭った場合 など）
- 不動産の売買や、契約の締結と解除
- 遺産相続の代理
- 亡くなった後の相続、引継ぎ など

※本人が亡くなった時点で、原則として後見人の業務は終了ですが、以下の手続きを後見人が行うことができる場合があります。

- ・病院や施設等への支払いや清算
- ・本人に身寄りがない場合は、家庭裁判所の許可をもらい、火葬や埋葬の手続き（成年後見のみが対象） など

【身上保護（監護）】

- 医療や介護に関する契約の締結と解除
- 本人がその人らしく暮らすために必要なサポートや手続き
- 本人の住居に関すること など

4. 成年後見人等ができないこと

成年後見人等は、何でも本人の代わりにできる人ではありません。できないことが起こった場合には、本人や家族、手伝ってくれる方に協力をお願いすることがあります。成年後見人等が就いたから、家族等の役割がなくなってしまうことはありません。

<成年後見人等ができないこと>

【医療同意】

- 手術などの医療行為に同意すること

【身元引受・保証】

- 身元引受人や身元保証人になること

【施設等への入所の強制】

- 本人の住む場所を指定すること

【身分上の行為】

- 結婚、離婚、養子縁組、遺言などを本人に代わって行うこと

【実際の家事や介護】

- 食事、入浴、着替えなどの介助や、炊事、洗濯、掃除などを行うこと

5. 法定後見制度を利用するまでの流れ

家庭裁判所への申立て手続きが必要です

① 申立人の決定

<申立てができる人>

- ・本人
- ・配偶者
- ・4親等内の親族
- ・未成年後見人
- ・未成年後見監督人
- ・保佐人
- ・保佐監督人
- ・補助人
- ・補助監督人
- ・検察官
- ・市町村長

⇒福祉を図るため特に必要があると認めるときで、申立権をもつ親族がいない、音信不通、支援拒否、虐待などの事情がある場合、「市町村長」が申立人となり申立てを行います。

② 書類の準備

<書類>

- ・申立書（家庭裁判所から取り寄せます）
- ・本人の戸籍謄本、住民票
- ・登記されていないことの証明書
- ・医師の診断書（成年後見用）
- ・財産についての資料 など

<費用>

戸籍謄本や医師の診断書、申立てにかかる印紙や切手代が2～3万円程度の他、鑑定が必要な場合にはプラス5～10万円ほどかかります。

※書類の準備を弁護士や司法書士に依頼することもできます。その場合は、上記以外に費用がかかります。

③ 家庭裁判所に申立て

書類と申立てにかかる印紙や切手（類型によって準備する物が異なります）を準備したら、家庭裁判所に申立てをします。

原則として、制度を利用する本人の「住居地」を管轄する家庭裁判所に申立てをします。

④ 成年後見人等の決定

家庭裁判所がご本人の状態、生活状況に合った支援者（成年後見人等）を選びます。

成年後見人等には、親族・市民後見人（専門的な講座を受けた市民）・専門家（社会福祉士等）等が選ばれます。

成年後見人等へは報酬が発生する場合があります。報酬額は家庭裁判所が決定します。

6. 申立て費用や成年後見人等の報酬を支払うことができない人は？

佐世保市では、成年後見制度を利用したいが、申立て費用や成年後見人等の報酬を支払うことができない方のために助成制度を整えております。助成対象となる方には、次の要件がありますのでご確認の上、佐世保市役所 長寿社会課・障がい福祉課へご相談ください。

7. 任意後見制度を利用するまでの流れ

公証役場で公正証書による契約が必要です

① 契約の準備と任意後見契約

任意後見をお願いする人（任意後見受任者）をご本人が決めます。任意後見受任者と話し合い、依頼しておきたい支援内容や報酬を決定します。支援内容の決定後、公証人が作成する公正証書で契約を交わします。

＜書類＞

- 本人の戸籍謄本、住民票、
印鑑登録証明書
- 任意後見受任者の住民票、
印鑑登録証明書
- 必要に応じて診断書や財産目録 など

＜費用＞

- 公正証書作成の基本手数料
(11,000 円)
- 登記嘱託手数料 (1,400 円)
- 登記所納付の印紙代 (2,600 円)
- その他、証書代や切手代 など

② 家庭裁判所に申立て

ご本人の判断能力が低下したら家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申立てます。

＜申立てができる人＞

- 本人
- 配偶者
- 4 親等内の親族
- 任意後見受任者

＜費用＞

- 収入印紙
- 郵便切手 (3,220 円)
- 登記所納付の印紙代
- その他、証書代 など

③ 後見開始

家庭裁判所が任意後見監督人を選び、契約内容に基づいて、任意後見人がご本人への支援を開始します。

※任意後見監督人とは？

任意後見人が正しく職務を行っているかを確認するのが、任意後見監督人です。任意後見監督人は、本人の資産やその他の事情によって報酬が発生する場合があります。

| 申立費用助成について | |
|------------|---|
| 対象者 | 申立人が生活保護受給者又はこれに準ずる程度に困窮している者又は申立人が市民税非課税で、資産が少ない者。 ※資産が少ない者：現金及び預貯金から申立費用を控除した残りが50万円以下で、他に活用できる資産がない者。 |
| 対象となる費用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立手数料 ・ 登記手数料 ・ 家庭裁判所での通信費 ・ 診断書作成手数料（6,000円を上限） ・ 鑑定費用（50,000円を上限） |
| 助成額 | 実費 ※後払いになりますので、申請時には領収書等が必要になります。 |
| 申請方法 | 申立人が、審判確定の日から90日以内に以下の書類を添えて申請。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 審判謄本の写し ・ 審判確定の書類 ・ 審判に要した費用がわかる書類 ・ 生活保護受給を証する書類（生活保護受給の方） ・ 預貯金通帳の写し ・ 市民税非課税の証明（生活保護受給以外の方） |

| 後見人等報酬助成について | |
|--------------|--|
| 対象者 | 次のいずれにも該当する者。 ① 被後見人等の財産から報酬付与の審判を受けている者。 ② 被後見人等が生活保護受給者又はこれに準ずる程度に困窮している者又は被後見人等が市民税非課税で、資産が少ない者。 ③ 後見人等が親族でない者。 ④ 他の公的機関から報酬助成を受けていない者。 ※資産が少ない者：現金及び預貯金から申立費用を控除した残りが50万円以下で、他に活用できる資産がない者。 |
| 対象となる費用 | 後見人・保佐人・補助人・監督人に支払う平成30年4月1日以後の期間の職務に対する報酬額 |
| 助成額 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設入所者 月18,000円を上限 ・ その他（在宅） 月28,000円を上限 |
| 申請方法 | 後見人等が、報酬付与の審判決定の日から90日以内に以下の書類を添えて申請。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 報酬付与の審判謄本の写し ・ 後見等事務報告書の写し |

8. 成年後見制度についての相談・お問い合わせ先

| | 名称 | 連絡先・受付日時 | 住所 | |
|--------------------|--------------------------|---|------------------------------------|------------------------|
| 高齢者・障がいがある方の共通相談窓口 | 家庭裁判所 佐世保支部 | 0956-22-9176 平日 午前：8時30分～11時30分 午後：1時～4時30分 | 光月町9-4 | |
| | 佐世保公証役場 | 0956-22-6081（※相談は電話要予約） 平日 午前：9時～11時30分 午後：1時～4時30分 | 松浦町5-13グリーンビル1階 | |
| | 法テラス 佐世保法律事務所 | 050-3383-5516 平日 午前：9時～12時 午後：1時～5時 | 島瀬町4-19 バードハウジングビル402 | |
| | 成年後見センター リーガルサポート長崎支部 | 095-823-4710 平日 午前9時～午後4時 | 長崎市魚の町3-33 長崎県建設総合会館本館6階 | |
| | 長崎県弁護士会 | 095-824-3903 ○高齢者のための電話相談 毎週木曜日 午前10時～午後4時 | 長崎市栄町1番25号長崎MSビル4階 | |
| | 佐世保市社会福祉協議会 | 0956-22-1020 平日 午前8時30分～午後5時15分 | 八幡町6-1 | |
| 高齢者の相談窓口 | 佐世保市役所 長寿社会課 | 0956-24-1111（代表） 平日 午前8時30分～午後5時15分 | 高砂町5-1 すこやかプラザ3階（長寿社会課） | |
| | 地域包括支援センター | 早岐 | 0956-26-5800 月～土曜日 午前9時～午後6時 | 権常寺一丁目4-10 メイノスビル3階 |
| | | 日宇 | 0956-33-1700 月～土曜日 午前9時～午後6時 | 日宇町2606 |
| | | 山澄 | 0956-59-7671 月～土曜日 午前9時～午後6時 | 潮見町11-22 |
| | | 中部 | 0956-59-7111 月～土曜日 午前9時～午後6時 | 上京町4-4 永田ビル5階 |
| | | 清水 | 0956-59-7770 月～土曜日 午前9時～午後6時 | 相生町1-3 |
| | | 大野 | 0956-59-7758 月～土曜日 午前9時～午後6時 | 瀬戸越四丁目1298-4 |
| | | 相浦 | 0956-59-7003 月～土曜日 午前9時～午後6時 | 木宮町3-19 |
| | | 吉井 | 0956-66-8838 月～土曜日 午前9時～午後6時 | 江迎町田ノ元15-5 |
| | | 宇久 | 0959-57-3450 月～土曜日 午前9時～午後6時 | 宇久町平2578 |
| 障がいがある方の相談窓口 | 佐世保市役所 障がい福祉課 | 0956-24-1111（代表） 平日 午前8時30分～午後5時15分 | 高砂町5-1 すこやかプラザ1階（障がい福祉課） | |
| | 相談支援事業所 | 野の花 | 0956-46-0123 毎日 午前8時40分～午後5時20分 | 柚木町1279番地1 |
| | | ふれんず | 0956-23-5389 毎日 午前10時～午後6時30分 | 常盤町8番8号 富士ビル4階 |
| | | のぞみ | 0956-76-8380 毎日 午前9時～午後6時 | 権常寺町1108-6 |
| | | えくぼ | 0956-22-0488 平日 午前8時30分～午後5時15分 | 八幡町3番2号 |